

児童虐待の防止等に関する政策評価の取りまとめの方向性の概要（案）

【全体評価】

児童虐待防止法が制定・施行された平成12年以降、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応から保護・支援及び関係機関の連携に係る制度・仕組みが順次整備され、当省の実地調査及び意識調査結果においても、有効であると認められる取組が多く実施されていることから、一定の効果あり。しかし、児童虐待相談対応件数は増加傾向、児童相談所の相談対応体制はいまだ不十分等から一層の推進を図る必要あり。特に、本政策評価において見出された課題への対応が必要

【目標】

I 施策の概要

事務事業の内容、(関係府省) <実施主体>

II 主な施策の効果の発現状況

III 評価の結果及び課題

発生予防	<p>○ 育児の孤立化防止(厚労) <市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問事業: 乳児のいる全家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、母子の心身状況の把握等を実施 養育支援訪問事業: 乳児家庭全戸訪問事業等により養育支援が必要と判断した家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう相談、指導等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業を開始した市町村の中では事業開始後に児童虐待相談対応件数が減少しているものが多い 意識調査でも、乳児家庭全戸訪問事業については児童福祉司の97.7%が、養育支援訪問事業については児童福祉司の70.3%が有効であり今後も取り組むべきであると回答 これらの事業をいまだ実施していない市町村や、乳児家庭全戸訪問事業については実施していても訪問率が低調な市町村あり 	<p>乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業は有効性が認められるが、いまだ事業を実施していない市町村がみられるなど効果の発現は十分であるとはいえず、以下の課題あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問事業の実施率及び訪問率の向上 養育支援訪問事業の実施率の向上
早期発見	<p>※ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所又は市町村に速やかに通告[児童虐待防止法]</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育所における早期発見に係る対応(厚労) <市町村等> 学校における早期発見に係る対応(文科) <都道府県教委等> 医療機関における早期発見に係る対応(厚労) <都道府県等> 早期発見のための広報・啓発 <国・都道府県等> 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所及び学校からの通告による児童虐待相談対応件数は増加しており、保育所では88.0%、小・中学校では81.3%の事例について、速やかな通告がなされていると思われるものであったが、残りの事例については速やかに児童相談所等へ通告していない 意識調査では、小・中学校担当者の80.5%がSCの配置は有効としつつも、うち66.7%は配置不十分と回答 研修教材を活用していない教委があり、意識調査でも小・中学校担当者の41.0%は研修教材を知らないと回答。文科省の調査結果でも、教委による研修教材の活用が低調 医療機関に院内チームを設置することは、児童虐待の早期発見に有効と考えられるが、その推進等は未実施 リーフレット等に通告者の個人情報を守られる旨の記載がないなど、都道府県等が行っている広報・啓発については、一部において内容が不十分な例あり 	<p>早期発見に係る取組は進んでいる状況がみられるが、速やかに通告されていない事例等の問題がみられることから、効果の発現はいまだ不十分で、以下の課題あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 保育所における速やかな通告の徹底 小・中学校における速やかな通告の徹底、SCの配置の充実及び研修教材の活用等の促進等 院内チームの実態の把握及び設置の推進 児童虐待の防止等に寄与する有効な広報・啓発活動の推進
児童虐待の防止等	<p>児童虐待相談対応体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童相談所及び市町村における要員の確保等(厚労) <都道府県等> 小・中学校へのスクールソーシャルワーカーの配置(文科) <都道府県等> 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待相談対応件数が増加する中で、児童福祉司及び市町村担当者も増加しており、受持件数は横ばい(児童福祉司)又は若干減少(市町村担当者)しているものの、意識調査では現場の負担感解消されるには至っていない 都道府県等では、主に市町村担当者への研修を実施し、児童福祉司への研修の実施は低調。意識調査では、児童福祉司及び市町村担当者は研修機会が少ないことに不満 経験年数3年以上の児童福祉司は、受持事例において状況を悪化させた割合が低く、意識調査でも、児童福祉司の41.6%、市町村担当者の49.6%が児童虐待に的確に対応するには「3年以上」の経験が必要としているが、平成21年度、児童福祉司の56.7%、市町村担当者の64.7%が「3年未満」 個別具体のケース対応についての児相との役割分担に関し「取り決めはない」市町村が71.6%。また、役割分担が明確でないことにより対応が遅れたと考えられる事例あり 	<p>要員の確保等による体制整備は、受持件数に大幅な減少がみられない等、総じて効果の発現の程度は低く、以下の課題あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 受持件数等に見合った要員の確保 児童福祉司及び市町村担当者に対する研修の充実 必要な経験年数等を踏まえた児童福祉司及び市町村担当者の配置 児童相談所と市町村の役割分担の一層の明確化 <p>SSW配置の有効性について検証の上、配置拡充のための措置を検討することが必要</p>
早期対応から保護・支援	<p>安全確認の実施(厚労) <都道府県等></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所は48時間以内に実施することが望ましい 市町村は状況に応じ速やかに実施 <p>児童及び保護者への援助等</p> <ol style="list-style-type: none"> 一時保護所の環境改善等(厚労) <都道府県等> 保護者に対する援助(厚労) <都道府県等> 児童相談所と児童養護施設等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 通告後2日以内に安全確認が実施されたのは児童相談所の86.1%、市町村の84.3%にとどまる 安全確認に3日以上要したものの中には、子どもの心身が重大な危険にさらされていた事例あり 厚労省の調査でも、安全確認ができていないケースあり 95.0%の児童相談所において適時に一時保護を実施。一部に一時保護所に余裕がなく一時保護できなかった事例あり。また、一時保護所における、被虐待児童と非行児童等との混合処遇の改善も図られつつあるが、意識調査では、一時保護所について児童福祉司の56.5%が混合処遇の改善が必要と回答 抽出した児童虐待対応事例における改善の割合は児童相談所70.9%、市町村44.0%で、悪化の割合はそれぞれ1.4%、3.8%。さらに、再発の割合は児童相談所で6.1%、市町村で3.4%。悪化・再発事例の中には、児童相談所や市町村のアセスメントが不十分であることや、保護者指導の仕組みが有効に機能していないことに起因しているものあり 児童相談所の中には、施設に援助指針を提供していない又は遅いものがあり、意識調査でも、施設担当者の66.4%が入所児童や保護者への児童相談所の対応が不十分と回答 	<p>安全確認は十分とはいえず、効果の発現はいまだ不十分で、以下の課題あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全確認の徹底 <p>一時保護所の整備等は進んでいるものの、保護者に対する援助や児童相談所と児童養護施設等との連携等に関し問題がみられ、効果の発現はいまだ不十分で、以下の課題あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた一時保護所の定員増、混合処遇の改善の一層の推進 アセスメントの適切な実施と保護者指導の仕組みの見直し 児童相談所から施設に対する速やかな援助指針の提供
関係機関の連携	<p>社会的養護体制の整備(厚労) <都道府県等></p> <ol style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の施設の整備等 里親の普及及び里親委託の促進 <p>要保護児童対策地域協議会の設置・運営(厚労) <市町村等></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関での情報共有や役割分担の明確化等のため要保護児童対策地域協議会(要対協)を設置 要対協の個別ケース検討会議は個別にケースに関する情報の共有化や役割分担の決定等、実務者会議はケースの進行管理等を目的に開催 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備は一定程度推進されているが、一部受入施設がなく、一時保護が長期化している事例あり。また、施設の小規模化に関する国の目標が未達成等の状況あり 入所児童に占める被虐待児童の割合は年々増加しているが、それに対応した職員体制の整備が行われているとは言い難い。また、意識調査でも施設担当者の84.9%が業務上の負担が大きいと回答 専門里親の登録は増加しているが、平成21年度の里親等委託率は10.8%と国の目標(15.0%)を達成していない。また、里親委託等の促進のための事業について、明確な効果は確認できず 要対協及びその前身のネットワークの設置率は、法改正前の平成19年4月の84.1%から22年4月には98.7%と増加 各種会議の開催状況を見ると、児童虐待が発生しているにもかかわらず、個別ケース検討会議や実務者会議が1度も開催されていないものあり。意識調査でも、児童福祉司の38.9%は、要対協の各種会議の開催が低調で効果的に機能していないと回答 	<p>施設の整備等は進んでいるが、小規模化や職員体制の整備、里親委託に関して十分には進んでおらず、効果の発現はいまだ不十分で、以下の課題あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた施設等の整備及び小規模化の一層の推進 施設における職員体制の一層の整備 里親委託促進のための効果的な施策の検討 <p>要対協の組織作りは進んでいるが、会議の開催が低調等効果の発現は十分であるとはいえず、以下の課題あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 要対協未設置市町村における設置促進 実務者会議や個別ケース検討会議の開催促進